

平成23年7月7日

**東日本大震災の影響のため公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村（特例市町村）の指定（平成23年7月7日指定分）**

「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」第1条第4項の規定により、公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村（特例市町村）の指定については別紙のとおりですので公表します。

**【説明】**

今回の指定は、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由（議会の議員の補欠選挙事由）が生じた指定市町村（統一地方選対象団体）以外の市町村で、東日本大震災の影響のため公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間においては選挙の適正な執行が困難な状況にあると認められる宮城県名取市を特例市町村として指定することにより、当該団体の議会の議員の補欠選挙期日を延期するものです。

**（連絡先）**

自治行政局選挙部選挙課  
担当：長谷川企画官、池上  
電話：（代表）03-5253-5111  
（内線）5566  
（直通）03-5253-5566  
FAX：03-5253-5569

(別紙)

○東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第4項の規定により、公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村

宮城県	名取市
-----	-----

(参考) 平成23年7月7日の指定により、延期される選挙

宮城県 名取市 (議員 (補欠選挙))